

岐阜県農業大学校ウェブサイト制作・運用管理業務委託

プロポーザル公募要領

令和6年6月4日
岐阜県農業大学校

第1 趣旨・目的	1
第2 募集の内容	1
1 業務委託名	
2 業務委託内容	
3 業務委託期間	
4 委託予定価格	
第3 プロポーザルに係る事項	1
1 参加者要件	
2 企画提案書の作成	
3 応募の手続き等	
第4 評価に関する事項	5
1 評価方法	
2 評価会議	
3 評価項目及び評価内容	
4 最優秀提案者の決定	
5 選定結果の通知及び公表	
第5 契約についての留意事項	6
第6 業務の適正な実施に関する事項	6
1 関係法令の遵守	
2 業務の一括再委託の禁止	
3 個人情報保護	
4 守秘義務	
第7 業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8 その他	7
第9 問い合わせ先	7
別表 評価項目及び評価内容	8

岐阜県農業大学校ウェブサイト制作・運用管理業務委託 プロポーザル公募要領

第1 趣旨・目的

岐阜県農業大学校は、県民の生命・健康を守る農業を担う青年農業者の育成と個性豊かで独創性と協調精神旺盛な農業技術者の養成を目指し、2年間で農業の実践学習ができる全寮制の農業専門の学校です。

については、本業務の実施にあたり、当分野における専門的な知識を有する事業者から得られる自由なアイデアを活用し、魅力的かつ効率的・効果的な新ウェブサイトを制作・運用管理するため、企画提案を募集し、閲覧者にとって見やすく、わかりやすく、岐阜県農業大学校の魅力が十分に伝わるような訴求力の高い新たなウェブサイトを制作します。

応募のあった企画提案については、プロポーザル評価会議における評価を経て最優秀提案者を選定し、業務内容を確定したのち、予算の範囲内で契約を締結する予定です。

第2 募集の内容

1 業務委託名

岐阜県農業大学校ウェブサイト制作・運用管理業務委託

2 業務委託内容

別紙「岐阜県農業大学校ウェブサイト制作・運用管理業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

4 委託予定価格

上限額：1,958,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該上限額を超える見積額の提案は選外とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす者とします。

- (1) 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 岐阜県内に本店もしくは支店（営業所）を有している法人であること。
- (4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であって

- も、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れ、その他の契約にかかる指名停止措置要領」に基づく指名停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格者停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと、又は同要領に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 平成 26 年度以降に、岐阜県、岐阜県の関連団体もしくは岐阜県内自治体に CMS（コンテンツ マネジメント システム）を納入し、ウェブサイトの制作を行った実績を有すること。
- 以上、これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。
- なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申込みを行うことはできません。
- ## 2 企画提案書の作成
- 「第 2 募集の内容」の 2 の別紙「岐阜農業大学校ウェブサイト制作・運用管理業務委託仕様書」を踏まえ、下記の項目について作成してください。
- (1) 新たなウェブサイトの構成・デザイン・制作
- ・ 全体のデザインコンセプト及びページ構成を提案してください。
 - ・ ファーストビューのデザインイメージを提案してください。
 - ・ 岐阜県農業大学校ウェブサイトの質を高め、閲覧者にとって魅力的と考えられる独自案があれば提案してください。
 - ・ 岐阜県農業大学校職員がウェブページの記事の掲載やページの内容の修正、ブログ等の更新作業等を円滑に行うための操作マニュアル作成及び職員向け研修計画を提案してください。
- (2) 業務の実施体制
- 本委託業務の実施体制を提示してください。
- (3) 全体スケジュール
- 本業務委託スケジュールを提示してください。
- (4) システム保守サポート
- ・ 「岐阜県農業大学校ウェブサイト制作・運用管理業務委託仕様書」 4 を踏まえた、システム保守サポートの体制を提示してください。
 - ・ ウェブサイトの運営にかかる、次年度（令和 7 年度） 1 年間のシステム保守サ

ポート経費及び内訳を提示してください（次年度以降の予算を確認するためのもので、本業務には含まれません）。

3 応募の手続き等

（1）スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 公募要領等の公表・配布 | 令和6年6月 4日（火）～6月26日（水） |
| ② 公募要領等に関する質問受付 | 令和6年6月 4日（火）～6月14日（金） |
| ③ プロポーザル参加申込受付 | 令和6年6月 4日（火）～6月26日（水） |
| ④ 企画提案書の受付 | 令和6年6月 4日（水）～7月22日（月） |
| ⑤ プロポーザル評価会議 | 令和6年8月上旬（予定） |
| ⑥ 選定結果の通知・公表 | 令和6年8月下旬（予定） |

※ 配布及び受付日は、県の機関の休日を除く。

（2）公募要領等の配布

令和6年6月4日（火）～6月26日（水）

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

（3）公募要領等の配布場所

岐阜県農業大学校（〒509-0241 可児市坂戸938）

※公募要領等は、以下のページに掲示します。なお、郵送等での配布は行いません。

岐阜県庁ホームページ（<https://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>）>県政情報>
入札・公売>入札公告（WTO 案件以外）>公募型プロポーザル

（4）公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（様式1）を岐阜県農業大学校宛てに電子メール又はFAXにより提出してください。

※提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。

※電子メールの場合は、件名を「【プロポーザル質問】岐阜県農業大学校ウェブサイト制作・運用管理業務委託」として送信してください。

② 提出先

岐阜県農業大学校 教務課

T E L : 0574-62-1226

F A X : 0574-62-1227

電子メールアドレス : c24405@pref.gifu.lg.jp

③ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、隨時、岐阜県ホームページ内にて公開します。

岐阜県庁ホームページ（<https://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>）>県政情報>
入札・公売>入札公告（WTO 案件以外）>公募型プロポーザル

（5）プロポーザル参加申込書の提出方法

- ・ プロポーザル参加希望者は、令和6年6月26日（水）午後5時15分までに、プロポーザル参加申込書（様式2）を岐阜県農業大学校まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」または「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕をもって送付してください。
- ・ 電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(6) 企画提案書等、書類の提出方法

① 提出書類

ア 企画提案書（様式3）

イ 様式3の添付書類1～10

② 提出部数

10部（原本1部、副本9部）

③ 提出方法

- ・ 令和6年7月22日（月）午後5時15分までに、岐阜県農業大学校まで持参又は郵送にて提出してください。持参の場合は、土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」または「簡易書留」とし、期限内に必着するようにしてください。
- ・ 電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

④ その他

プロポーザル評価会議において、上記①の提出書類を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となります。

ア プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

ウ 事業者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。

エ 企画提案書類に虚偽の記載又は不正があった場合。

オ 評価会議終了後に、参加者要件を満たしていない事実が発覚した場合。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

⑦ その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の必要な書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ プロポーザル参加申込書の提出後、又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（様式4）を岐阜県農業大学校に持参又は郵送により提出してください。
- オ 提出書類の大きさは、日本工業規格A4判縦（一部A3判資料折込使用可）で統一してください。
- カ 提出期限後において、提出書類に不足又は不備がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあってはその補正を認めますが、企画提案書の記載事項の変更、差し替え若しくは再提出など、当該範囲を超えるものにあっては、その補正を認めません。

（8）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

発注者が別に定める構成員によるプロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）において行います。

2 評価会議

（1）開催日時

令和6年8月上旬（予定）

（2）開催場所

岐阜県農業大学校（可児市坂戸938）

※開催日時・場所は予定であり、後日、改めて企画提案参加者に通知します。

（3）プロポーザルの所要時間

- ・ プレゼンテーション 15分間（プロポーザル参加申込書の受付順）
- ・ プレゼンテーション終了後、質疑を行います。（15分程度）

（4）注意事項

- ・ 開催日時、開催場所、各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ・ プレゼンテーション参加人数は、1提案者当たり2名までとします。
- ・ プレゼンテーション参加者は、他参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象外となります。

- ・ プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書の受付期間に提出した資料のみでプレゼンテーションを実施してください。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおりです。

4 最優秀提案者の決定

上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、審議のうえ選定します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ウェブサイト上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称、評価点及び順位点
- ② 全プロポーザル参加者の名称（申込順）
- ③ 全プロポーザル参加者の評価点及び順位点※（得点順。プロポーザル参加者の名称は非公表）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ その他

※ プロポーザル参加者が2者の場合には、競争上の地位に配慮し、③は公表しないこととします。

第5 契約についての留意事項

選定した最優秀提案者と発注者とが協議し、業務委託に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となります。最優秀提案者と発注者との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、発注者の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と発注者との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（最低基準点に満たない者を除く。）と契約交渉を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、受託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、発注者と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岐阜県個人情報取扱事務委託基準に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の取消しができます。この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第8 その他

契約候補者が、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」または「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問合せ先及び各種書類の提出先

〒509-0241 可児市坂戸 938

岐阜県農業大学校 教務係

TEL：0574-62-1226（代表）

FAX：0574-62-1227

別表

評価項目及び評価内容

1 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
コンセプトの理解度	<ul style="list-style-type: none"> 新ウェブサイト制作・運用管理の基本方針を踏まえ、今回の業務の目的・内容を十分理解しているか。 	10
コンテンツの内容、充実度	<ul style="list-style-type: none"> トップページデザインについて、岐阜県農業大学校らしさが伝わるデザインとなっているか。 幅広い年齢層が理解をしやすい、わかりやすい構成・内容となっているか。 独自の提案や、工夫点、アピールポイント等は、魅力ある内容であるか。 一般に普及しているブラウザに対応し、職員が最新の情報を発信できるよう記事の掲載や内容の修正が容易にできるものであるか。 	40
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 計画を適正かつ確実に実施できる体制（組織、人員）が整っているか。 過去の実績に鑑み、本業務を遂行する能力は十分であるか。 財務体質は健全であるか。 CMS（コンテンツマネジメントシステム）の機能は十分整っているか。 	20
業務後のシステム保守サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務終了後に想定されるシステム保守サポートの体制は妥当であるか。 その保守サポートにかかる経費は妥当であるか。 	20
価格提案	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の提案額 	10
		100

2 評価の方法

- (1) 上表に基づき、評価会議の構成員（以下「構成員」という。）が採点。
- (2) 構成員毎に、採点の高い順から下記のとおり順位点を付す。（n：提案者の参加数）

順位	1位	2位	3位	4位	…	n位
順位点	n点	n-1点	n-2点	n-3点	…	1点
- (3) 各構成員の順位点を合計し、順位点合計の最も高い提案者を最優秀提案者とし、その次に順位点が高い提案者を次点者とする。
- (4) (3)に関わらず、各構成員の採点の合計が満点の60%に満たない提案者は選定から除外する。
- (5) 順位点合計の最も高い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とする。
- (6) 提案者が1者のみの場合には、各構成員の採点の合計が満点の60%以上の評価を得た場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、60%未満の場合には再度公募を実施。